

住民説明会議事録

1 開催概要

開催日時	令和4年11月26日（土）10:00～10:45	
開催場所	馬頭総合福祉センター	
出席者	住 民	21名（うち取材2名）
	行 政	川俣組合長、福島副組合長、他関係職員7名

2 質疑応答内容

質問：発言者 A 一千何百万円の補正を組んで、弁護士を頼んだ。それがいまだ係争中なんです。話によると、岡山県のある自治体では和解が成立した。だから私はこの和解の案に沿って和解していくのかなと思ったんです。しかしながら、今高裁で係争中なの。毎年何百万かの裁判費用をかけてやっているんですよ。このままでいけば最高裁までこれは行きますよ。やはりこれは決着をつけるべきじゃないでしょうか。決着をつけてから、この事業に取りかかるべきじゃないかと私は思うんですよ。

特に那珂川町においては、来年産業廃棄物処分場。これが共同開発されるでしょう。那珂川町町民にとっては、やっぱり半信半疑だというけれども、そういうふうにするにしても。あそこは民間の企業だけれども。そう言っていてそういうことが起きた。那珂川町の町民にすればやっぱり不安があるわけですね。やはりそれは敦賀市に迷惑をかけてしまった。それはどこかでやっぱり決断をして、和解をすべきだと私は思うんですよ。それでいろんな細かい技術的なことは、やはり専門家じゃないと分からないですけど、第1案として志鳥地区が示された。私はびっくりしたんです。志鳥地区。志鳥地区ってどういうところでしたっけ。私の知識がですよ。日本の最初の公害、足尾鉍毒。そのときに、当初明治政府が渡良瀬遊水地というものを造って、それで何とか公害を止めようと。でもあの渡良瀬遊水地にはちゃんと村があったんです。谷中村。その谷中村の人たちはみんな集団移転したんだ。福島にもした。新潟、岩手。志鳥地区もそう。集団移転は一緒なんですね。そこに何でこんなものを候補地として挙げたんだって、私は憤りを感じた。やることではないんじゃないか。いろんな評価があるでしょう。でも、そういった歴史的な住民感情も考えながらやるべき事業であります。私はそれを強く言いたい。

回答：事務局 それでは、裁判関係のことでざっと御説明申し上げます。今お話のあったとおり、当組合につきましては、敦賀市より平成28年10月14日に、福井地方裁判所宛、当組合を被告として提出されたところがございます。その後、弁論準備が16回、口頭弁論が1回行われ、原告、被告ともお互い主張、立証を重ねまして、令和3年3月29日に判決

が言い渡されたところでございます。

内容としてみれば、当組合第1審の要は簡単に言うと請求額というのが2億3,561万6,000円及び、訴訟費用等の請求という提示、提訴がされたわけですがけれども、それに対して第1審の判決につきましては4,298万2,101円、及び平成28年10月18日以降の、年5分の割合の利子並びに訴訟費用の一部負担というものが判決を下されたところでございます。

これらの内容を踏まえてなんですが、こちらも提訴する前より、当組合とすれば、福井県を交えての、こちらの事の発端は、先ほどの倒産した民間業者さんが撤去命令というか、こちらのほうを履行しなかったことに伴いまして、福井県と敦賀市のほうで代執行を行った。その代執行の費用負担にかかる一部を、ごみの排出量に伴う金額を払え。その額が先ほどの2億何がしの額になります。

ですけれども、当組合といたしましては、福井県を交えての代執行、費用負担に関する協議というのが実現されていない時点において、費用負担の明確な法的根拠、どれぐらいの負担割合がうちのほうに生じるのか、議会や住民の方々に御説明する説明責任を果たせなくちゃいけないということを考えた上で、最終的には提訴されたということがございます。

あと、3月29日の第1審の判決で4,300万円弱の判決が下ったわけですがけれども、当組合としては一貫して排出者責任がないという主張の下、控訴してございます。その後、4回の口頭弁論、あと1回の和解協議がございました。ですけれども、過日というか、今年度の7月27日に結審を見ております。来月の7日に金沢高裁の判決が下される予定となっております。その内容次第では上告も視野に入れ、検討することになりますけれども、一貫してうちのほうは排出責任はないということでお話を進めてまいってきてございますので、そちらが証明されるか、またはうちのほうに責任があるか、その内容によって今後進めていくようなことになろうかと思っております。

裁判に関しては以上でございます。

回答：事務局 志鳥地区ということで候補地の関係ですが、こちらについては、ただいまいただいた御意見を今後の見直しや再検討の際の参考とさせていただきます。御意見ありがとうございます。

事務局 そのほか、御意見、御質問等ある方は挙手をいただきまして、お名前を言って、名字のほうだけお伝えください。よろしく申し上げます。

質問：発言者A じゃ、ちょっといいですか、もう一度。

事務局 じゃ、簡潔に御質問のほうよろしく願いいたします。

質問：発言者 A 今、裁判の説明がありました。こういった説明、これをやはり1市1町の市民、町民にお知らせしなくてはいけないんじゃないかと。それはなかなかお知らせしづらい面もあるかと思うんですけれども、広域行政事務組合で、「こういき」という年3回ぐらいの広報紙がございますよね。そういうところに、今抱えているこういう問題、これはやっぱり知らせるべきじゃないかと思うんですよ。これは住民の問題でもあるんですから。それを何か、私のあれからすれば、ひた隠しに隠しているんじゃないか。

広域以外の中でも、その裁判の動きがあったときには説明があるんですよ。しかしながら、広域の議会はほとんどの人は分からないですよ。傍聴する権限はありますけれども、しかしながら傍聴する人というのは、下野新聞と私と、まあ、志鳥地区の方々が、自分たちがそういったことで傍聴されている方はいらっしゃいますが、やはりこういうものは広く市民、町民にお知らせしなくてはならないかと思うんです。

それで控訴、それは四千何百何十何万の判決によつての控訴でしょう。控訴費用は幾らですか。印紙代は幾ら貼りましたか。

回答：事務局 印紙代はたしか40万ちょっとだったと思っております。以上です。

質問：発言者 A そういうふうには、裁判手続というのはただじゃないんですよ。そこに弁護士費用がかかってくるわけですよ。そうすると、今までのその裁判にかかる費用、それを考えると、これは費用対効果と言っちゃおかしいけれども、やはりどこかで政治決断をするということが組合長の役目ではないかと私は思いますよ。そこは強く言いたい。

回答：事務局 御意見ありがとうございます。私たちもちょっと裁判のほうを今見守っておりますので、その結果によつて報告をさせていただくことと、今までの経過報告ができなかったと、大変申し訳なく思っております。今後とも、皆さんと情報を共有させていただきながら進めていきたいと思っておりますので、貴重な御意見ありがとうございます。

事務局 そのほか、御意見、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。せっかくの機会ですので、広域に関する事等ありましたら、御質問、御意見、どうぞお願いいたします。

質問：発言者 B すみません、質問がなかなか出ないようなので、もったいないのでちょつ

と立ちました。

私は広域議会の一員であります。それで今、今までの経過を説明されたんですけども、この志鳥地区に一応決まったということまではありましたが、その後、志鳥地区の方々から見直しの請願が出されたり、それを議会で審議したり、それから先日は、議会としてですけども、し尿処理に関しての視察に行ってきました。そういうような経過も含めて、もう少し直近の新しい経過も話していただいたほうが、皆さんに分かりやすいのではないかとこのように思いますので、できればよろしくをお願いします。

回答：事務局 御意見ありがとうございました。

回答：事務局 ただいまの御質問、簡単に概略を述べさせていただきます。まず請願書につきましては、本年2月の広域の定例会におきまして、志鳥地区の代表の方から請願が出されてございます。組合の議会におきましては、その請願を採択という形、その採択になったものに関して、執行部宛、採択されたという通知が当然のごとく、事務手続上ございました。

それを受け、私、事務局側とすれば当然のごとく、コロナの中でいろいろと説明会も開けなかったという一面もございますけれども、志鳥地区で説明会を行いたいと。いろいろと請願された方とは、志鳥地区の区長さん、いろいろと何回か話合いを持たせていただきました。

ですけども、なかなかお互い平行線のまま来てしまい、今年の9月の議会で一般質問がございましたが、その中で、前に進む、または見直しをかけるということに関しまして、先ほど係長のほうから説明がありました基本構想と基本計画をいろいろ組合内で策定してまいりましたけれども、今後、先ほどの下水道放流方式等々、新しい選択肢というのが見えてきてございます。そういったことを踏まえまして、現在のところは併設ということで考えてはございますけれども、新しい情報や選択肢が増えたことによりまして、方向性が若干変わってくると考えてございます。

そのためにも、今回、旧町単位でございまして、住民説明会を開催させていただいて、その見直しにかけた情報というか、皆さんの御意見等をお伺いいたしまして、判断材料にさせていただければなというふうに思っているところでございます。それが背景にあつて、本日のような説明会の開催に至ったということで御理解いただきたいと思えます。

質問：発言者 C 場所の話なんですけど、今、志鳥地区の住民の方からは、同意も得られないというお話がございましたが、今現在建っているのは那珂川の河川敷の近いところにあるわけですね。なので、当然し尿処理施設というのは排水が出るわけですね。その排水は、じゃ、飲料に適するほどきれいな水になっているかということとそうでもない。ある程度の国の

基準を満たしたレベルも、ある程度汚れたりということになっていると思うんですが、那珂川だったら水量が大量に多いので、最終的には環境保全に与える影響は少ないと思うんですが、志鳥地区の場合は周りに川がほとんどない。

岩川というちっちゃい用水路のような川がありますが、そこに処理施設の汚染された水をどんどん流すと、本来流れていた岩川の水と、その処理施設から出てくる水と、比率的に処理施設のほうが多いんじゃないかなというぐらいの量になってしまいますよね。あそこの地区は当然下流はずっと水田が連なっていますので、そうすると下流側の住民の人も、那須烏山市のほうまで行くので、下流側の住民の方にも多大な迷惑をかけるような状況になってくる可能性が非常に高いと思うんです。

さっき渡良瀬遊水池の話も出ましたが、あそこにし尿処理施設を造って汚染水を流した結果、下流側の水でかなりの環境汚染の迷惑をかけるような状況になりかねないと思われるんですが、その辺は候補地を選定したときにどういうふうに判断したのかお聞きしたいんですが、お願いいたします。

回答：事務局 貴重な御質問ありがとうございます。先ほどのし尿処理施設からの放流水の件でございますが、検討するときには河川の確認が夏なんです、してまいりました。そのときに水量等も確認しております。ただ、冬季渇水する時期もあるというようなことも新たに分かっております。排出される排水の基準については先ほどおっしゃったとおり、基準以下ということですが、そのままいいよというわけにはいきません。そういったこともございます。志鳥の方からの請願等もございます。

先ほど説明させていただいたように、し尿処理施設については、これからどのような形で処理するかということを決める段階でございますので、その中でそういったことも当然検討する内容として重要視していきたいと考えております。

先ほど言ったように、今年度と来年度でその方針等を決定していくような委員会を立ち上げ、昨日もその第1回目の委員会があったわけなんです、その中でもしっかりその下水道処理施設を利用した処理方式を検討することで確認はしておりますので、その中で、今後委員の方からの御意見をいただきながら検討していきたいと思っております。

事務局 それでは、大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。以上をもちまして、一般廃棄物処理施設整備事業説明会を閉じさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。